

○岡田議長 次に、大下議員。

〔大下議員質問席へ〕

○大下議員 会派信風の大下哲治です。令和7年9月議会に当たり、大要2点、集会所を活用した住民活動の促進と障害者差別解消法の改正に対する対応についての質問をいたしますので、当局の明確な答弁をよろしくお願いいたします。

まず、集会所を活用する住民活動の促進について質問をいたします。

現代社会では、人々の価値観や生活スタイルが多様化し、個人のプライバシーが大切にされるようになりました。その結果、これまで重要だった地域のつながりの必要性が薄れ、御近所付き合いの減少であったり、地域コミュニティの衰退が進んでいるように思われます。そのような状況下で、私自身、地域の人々が集まりやすい自治会集会所の利用を促進することで御近所付き合いの構築と地域コミュニティの活性化につながると考えていることから、今回、自治会集会所を活用する住民活動の推進について質問をいたします。

まず初めに、公民館の利用状況についてお聞きいたします。本市におきましては、持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、公民館への地域移行を進めており、公民館は地域住民の学習、交流、文化活動の拠点として、行政と住民をつなぐ重要なパイプ役となっています。そこで、公民館の利用状況とコロナ後の利用者の推移と割合について伺います。

○岡田議長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 最初に、公民館の利用状況であります。

令和 6 年度の市内 29 公民館ございますが、利用者数は 26 万 8,525 人であります。主な利用内容でございますけども、学習講座が 157 回、公民館大学が 249 回、そしてフレイル対策としてのリモート運動体験が 312 回であります。そのほか、サークル活動ですとか、あるいは自治会活動の話し合いなど含めて、様々な利用がなされてございます。

コロナ後の利用者数の推移でございますが、令和 2 年度、コロナ禍の影響によりまして大きく数字が落ち込んだところでございますが、令和 6 年度におきましては、2 年度と比べまして利用者数が約 1.45 倍まで増加をいたしました。コロナ禍前の令和元年度と比較いたしますと 9 割程度まで戻ってきている状況であります。以上です。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 利用者数に関しては、コロナの影響が始まった令和 2 年度に比べて令和 6 年度は 1.45 倍に増加しているとのことで、地域活動の拠点として様々な活動に使われていることを確認させていただきました。

コロナによる自粛から解放に向かう中で、令和 6 年度は、コロナ前の令和元年度に比べ 9 割にとどまっていますが、これはコロナが 5 類に移行した令和 5 年 5 月以降、運動会や文化祭が様子を見ながら再開される中で、新しいやり方や体制への移行段階の期間に当たるためではないかと推測されます。その一方で、高齢化により身体的な理由であったり、免許を返納されて移動手段の確保が難しくなったため、行くのをやめたとの声も伺っております。

そこで、より多くの住民が利用しやすい、行きやすい公民館と

なるよう、どのような対策を行い、今後、各地域の活動拠点として利活用されるよう取り組んでいくのか伺います。

○岡田議長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 利活用の関係でございますが、これまでの取組といたしまして、公民館を拠点とした地域コミュニティの活性化に向け様々な対策を講じてまいりました。例えばでございますが、施設改修といたしましてリモート環境の整備ですとか、あるいはキーボックスの設置による休日、夜間利用環境の整備などを行ったところであります。そのほか、利活用を促す場づくりについても取り組んでございまして、先ほど御紹介申し上げましたリモート運動体験の取組ですとか、あるいは涼み処、そのほか一部の館でございますが、夏休みの期間中などに児童生徒さんに自習室ですね、開放すると。このような取組などを進めているところでございます。また、地域の取組例といたしまして、地域防災の強化ですとか、子ども関連行事の充実などの視点で公民館の積極的な活用に取り組んでいる事例もございます。ぜひこういった取組例の普及展開も図っていきたいというふうに考えております。

そのほか淀江地区では、まちづくり協議会が設置をされたところであります。そのほか美保地区でも広域的な共助の仕組みづくりが進んでおります。いずれもその公民館を拠点にしたまちづくり活動の一環でもございますので、このような活動も応援をしながら利活用を促してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 公民館におきましては、利便性の向上に努めるとともに、防災強化、子どもの居場所づくりなど、多機能的な活用を進めていただいております。今後もより多くの住民の方々に活動拠点として利用していただきたいと思います。また、今後は淀江や美保地区以外の地域におきましても公民館を拠点とするさらなる地域活動の活性化を期待しております。

一つ気になったのは、使いやすさ、利用促進についての対応はあったのですが、交通手段の確保など、行きやすくするための対応がなかったことです。私自身、地元の公民館では住民の方々が主体となり様々な活動に取り組んでおられ、毎回伺うたびに住民の方々にお会いするのを楽しみにしております。しかし、中には、身体的な理由であったり、交通手段がないなどの理由により行かない、もしくは行くのをやめたという方もおられます。

そこで、次の集会所の利用促進についての質問に移ります。地域活動の促進においては、公民館は生涯学習の拠点として重要な役割を担っています。しかし、私は地域に根差した活動を活発化させ住民同士のつながりを強化し、地域課題を自立的に解決していくためには、より身近で柔軟な対応が可能な自治会集会所を拠点とする活動を推進することが効果的であると考えます。多くの自治会に在する集会所は地域のコミュニティ活動の根幹をなす施設であり、長年にわたり地域の集会や交流の場として住民の生活を支えてきました。しかし、施設の老朽化や運営を担う人材の不足など多くの課題に直面しております。

そこで、改めて集会所の地域の拠点としての役割と位置づけ及び市内に在する集会所の数と耐用年数及び施設の状況について伺

います。

○岡田議長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 集会所につきましては、例えば自治活動の拠点ですとか、多世代間の交流の場、そのほか災害時や猛暑時などの緊急の避難場所、このような形での活用がなされているところであります。地域住民の安全、福祉に貢献する施設であると認識をしているところであります。

次に、集会所の数、耐用年数、状況についてであります。現在、市内に299か所あるということで把握をしております。なお、この集会所につきましては、各自治会が所有、管理しております。個別ごとでの施設の耐用年数、状況については、本市では把握をしていないところであります。以上です。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 約7割の自治会において集会所が活用されており、集会所は地域の拠点として、住民の交流や活動の拠点として使われていることを確認させていただきました。

次に、維持管理、修繕費用に対する支援についてお聞きいたします。先ほどの集会所の耐用年数や状況については、各自治会が所有する施設であることから把握していないとのことでした。しかし、多くの集会所は昭和後期から平成初期に建てられたものが多く、住民が利用しにくい構造となっており、自治会によっては使いやすくするための修繕、改修等を行い対応しておられます。また、以前、地元住民の方から自治会自体の高齢化が進んでおり、今後限られた住民で集会所の維持管理や修繕費用の負担は難しく、建物を撤去してはどうかとの話を伺ったことがあります。こうし

た現場の課題に対し、市はどのような現状認識を持ち、具体的な支援策を講じているのか伺います。

○岡田議長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 集会所に関しましては様々な課題認識を地元の方からも伺っているところでございます。例えばでございますが、コロナの影響もあるかもしれませんが、生活様式の変化などによりまして、集会所の利用頻度というのはやはり減少している現状がございます。そのほか小規模な修繕を含めまして、維持管理コストが増加をしつつあるという点が触れられてございます。

そこで、集会所の維持管理負担軽減をすることを目的といたしまして、例えば本市といたしましても自治総合センターの助成制度ですとか、あるいは本市独自のコミュニティ施設整備事業補助金ございますが、こういったものなど組み合わせながら財政支援に努めているところであります。

また、空調設備の更新ですとかトイレ改修など、このような小規模な集会所の修繕に要する支援メニューというのは今手薄な状況であります。そこで、こういった観点での財政支援の拡充に向けまして、今年度から新たに国・県に対して要望を行っているところであります。以上であります。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 引き続き自治会と連携を図りながら、地域の活動拠点である集会所の維持経費の負担軽減に取り組んでいただきますよう要望いたします。

また、自治会活動の促進及び集会所の維持管理のためには、今

いる会員の方々に残っていただくための対策だけではなく、新規の自治会会員の加入が必要と考えますが、現在の自治会加入状況と新規会員加入促進のための対策についてお聞きいたします。

○岡田議長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 最初に、加入状況でございますが、現在の自治会加入世帯数は3万9,199世帯です。加入率につきましては56.7%でございます。新規加入促進のための対策でございますが、これまでも継続的に自治連合会とともに自治会加入促進月間として、年3回ございますが、集中的な広報に努めてまいりました。そのほかの取組といたしまして、一般的に加入率が高くないと言われてございます集合住宅の皆様方への加入促進の運動ですとか、そのほか自治会の負担軽減として、これは昨年度、本市の職員が地域活動に参加しやすいような休暇制度を設けるなど、このような取組を進めてきたところであります。そのほか各自治会単位で工夫しながら取り組んでらっしゃるところもございます。最近の例で申し上げますと、旗ヶ崎2区で公式LINEを使って、様々な配り物をデジタル化していくと、このような取組で若い方の参加が増えてるといようなお話も伺っているところであります。こういった例を一つのロールモデルといたしまして、他の自治会にも好事例として共有をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 私自身、自治会への新規加入のための対策として効果的なのが、近隣住民同士の交流の促進であり、その場所として集会所の利活用が重要と考えます。自治会加入率は、令和6年度

は 57.2%、そして現在は 56.7%と年々下がる傾向にあります。私は公共施設等における広報活動だけでなく、住民にとってより身近な場所にある集会所を活用し、近隣住民による子どもの学習支援、子ども及び高齢者の居場所づくり、世代間の交流活動等の住民による地域活動の促進が必要と考えます。

市におかれましては、今後、集会所の維持管理、修繕費用に対する支援だけでなく、集会所を使って行う活動に対する支援も行うべきだと考えますが、見解を伺います。

○岡田議長 佐々木総合政策部長。

○佐々木総合政策部長 活動支援に関してでございますが、現在、自治会が集会所を活用して行う活動に対して様々な支援メニューがございます。例えば市の社会福祉協議会が助成制度を設けてございまして、高齢者サロンの開催支援など行っておりまして、現在、市内 152 か所で催しが行われてございます。そのほか防災講演会の講師派遣ということで、これは本市が取り組んでございます。現在 25 回、昨年度でございますね、集会所での開催が行われたところでございます。そのほか、現在、県のほうでも新しく集会所を使って行う自治会活動に対しての支援メニューというのが準備をされているというふうにも伺ってございます。地区ごとの活動内容に応じまして、これらを組み合わせながら支援の御案内を引き続き行っていきたいというふうに考えてございます。以上であります。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 ありがとうございます。当局におかれましては、住民の集会所を使った活動に対し様々な支援を行っていただいております。

りますが、住民の多くがどのような支援メニューがあるのか分からないため、思いはあっても、行動に踏み出せない方もおられます。今後は県の支援事業を交えながら、住民に対し自治会活動における支援に関する情報提供に取り組んでいただき、より一層の集会所の利用促進に取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に、大要２点目、障害者差別解消法の改正に対する対応について伺います。

２０２４年４月１日に改正された障害者差別解消法により、事業者である企業、店舗、公共機関などは障がいのある人から合理的配慮を求める意思表示があった場合、その実施が義務づけられました。これにより、障がいのある人が必要な支援を確実に受けられるようになり、社会参加の機会が大きく広がることで共生社会の実現がさらに加速されることと期待しております。

しかし、６月議会における代表質問でも述べましたが、内閣府の２０２１年の調査では、合理的配慮について知らない人の割合が全体の４分の３を超えており、その認知度は社会全体、そして障がいのある当事者間でもまだ低い水準にあります。これは本市におきましても同様であり、私自身、市民、事業者、市職員における合理的配慮という言葉の認知度及びその内容について、さらなる理解促進とハード面、ソフト面を含めた環境整備が必要と考えます。このため、改めて障害者差別解消法への対応について、再度質問させていただきます。

６月議会における合理的配慮に対する認知度状況に関する質問において、全国的に低い状況であると認識しており、本市におきましても障がい者特性に応じた配慮や気づきができるよう、あい

サポーター研修などを通じて民間の事業者への啓発を行ってきたとの回答をいただきました。そこで、今回、あいサポーター研修に合理的配慮の提供の義務化について含まれているのか、また含まれているのであれば、どのような内容となっているのか伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 あいサポーター研修においては、鳥取県が作成をしました専用のハンドブックなどを活用しており、障がいを理由として、正当な理由なくサービス提供などを拒否することは不当な差別的取扱いに当たることや、障がいのある人から申出があった場合に合理的配慮の提供が求められることなどの内容について説明をしているところでございます。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 障害者差別解消法の改定により、今後、企業、団体、店舗、ボランティア活動グループにも不当な差別の禁止、合理的配慮の提供の義務化及び環境整備が必要となりますが、あいサポーター研修ではこの義務化やハード、ソフト面を含めた環境整備についての研修はメニューに含まれているのか、またあいサポーター研修は、あいサポート運動に賛同する人、企業、団体のみが対象であると思いますが、その中で、市として、全ての企業、団体、店舗などで障がい者への合理的配慮の義務化は十分行われているのか、どのように認識されているのか見解を伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 あいサポーター研修における合理的配慮の提供義務の説明につきましては、様々な社会的障壁を取り除くこ

との義務やハード・ソフト面での環境整備の必要性についても触れております。

全ての企業等の合理的配慮の提供義務の認識ということでございますが、事業者の具体的な合理的配慮の提供内容を把握することは難しいですけれども、本市といたしましては継続的な事業者等への啓発や広報活動が重要であると考えておりまして、引き続き研修や市ホームページを活用した啓発によりまして、理解促進に取り組んでいく考えでございます。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 理解度、意識度によっては全職員研修を実施してはどうかと思いますが、見解を伺います。また、研修のやり方として、対面形式だけでなく、動画やウェブを利用した研修を実施することについての見解を伺います。

○岡田議長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 職員研修でございますが、本市では全職員を対象とします人権問題研修を毎年度実施しております。その中で、障がい者をテーマとした研修は令和元年度と令和6年度の2回実施をしているところでございます。また、新規採用職員を対象とする研修におきましても、市職員としての様々な障がいに対する理解促進と合理的配慮の提供に関して研修を実施しているところでございます。障がいの有無にかかわらず、分け隔てない共生社会の実現に向け、今後も研修を継続する考えでございます。

また、ウェブ、あるいは動画の研修でございますけれども、時間や場所の制約がなく、職員は自身の業務スケジュールに合わせて受講が可能となることから、多くの職員に対して受講しやすい環

境を提供できる手段だと考えております。令和６年度の障がい者をテーマとした人権問題研修におきましては、職員が任意の時間に動画を視聴できる方法で実施をしているところでございます。以上です。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 障がい者をテーマとした職員研修を令和元年から６年にかけて２回実施したとのことですが、平成２８年３月３１日から施行されている米子市における障がいを理由とする差別解消の推進による対応要領第５条、相談体制の整備、第２項に、相談窓口については、不当な差別的取扱いの具体例、合理的配慮の具体例等を作成の上、随時、周知するものとするがありますが、令和元年度から今日に至るまで、事例や具体例が発生した際、その都度その都度、どのような方法で、どのような事例を全職員に対して提供したのか伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 事例や具体例の職員への周知についてでございますが、平成２８年に本市における対応要領を定めました際に、不当な差別的取扱いや合理的配慮の考え方、具体例を作成いたしまして周知をしたところでございます。

この間の更新ができておりませんでしたので、今後、改めて事例などを収集いたしまして、職員へ周知を図ることとしております。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 平成２８年以降更新ができていなかったとのことですが、改めて情報収集を行い、事例や具体例の職員への周知に取

り組んでいただきますよう、強く要望いたします。

障害者差別解消法第10条第2項では、この地方公共団体等職員の対応要領を策定するときは、あらかじめ障がい者、その関係者の意見を反映させる必要な措置を講じるとあります。市では、それを理解した上で、米子市の対応要領をつくっていると思いますが、対応要領を策定する際の障がい者、その家族の意見を反映させる意味と目的についての見解を伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 対応要領の策定におきまして、障がいのある人やその家族の視点を取り入れることで、より実用的で効果的な対応要領になるものと考えております。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 繰り返しとなりますが、第10条に規定されているとおり、対応要領の作成に当たっては、あらかじめ障がい者やその他の関係者の意見を反映させるための必要な措置を講じることとされています。次回の対応要領の見直しにおいては、当事者、御家族、関係団体等から広く御意見を伺う機会を設け、それらの意見を適切に反映させることで職員の適応能力の向上につなげていただきますよう要望いたします。

次に、不当な差別的取扱いの認識とその対象者の認識についてどのように考えているのか伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 不当な差別的取扱いとは、障がいのある人に対して正当な理由なく障がいを理由としてサービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限す

ること、障がいのない人につけない条件をつけることなどがございます。

対象者につきましては、身体、知的、精神、そのほか心身の機能に障がいがあり、日常生活や社会生活に相当な制限を受ける方と認識しているところでございます。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 この法律の対象者は、障害者手帳を持っている人だけでなく、日常生活や社会生活に相当な制限を受ける方も対象となっています。また、サービスを提供する側の企業、団体、店舗、ボランティア活動グループなど、サービスを受ける側、提供する側、双方が対象となっています。分野別では、医療、福祉、教育、公共交通も含め、幅広い分野が対象となっており、私自身、全ての分野においても不当な差別の禁止だけでなく、その先の合理的配慮に基づく環境整備も重要と考えますが、見解を伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 全ての分野における合理的配慮に基づく環境の整備の重要性ということでございますが、令和6年4月1日から事業者にも合理的配慮の提供義務が課されたところでございまして、障がいのある人の活動を制限している様々な障壁を取り除くことが重要であると考えております。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 あいサポーター研修は、あいサポート運動に賛同する人、企業、団体のみが対象であり、社会では合理的配慮の理解が進んでないがゆえに不当な差別的取扱いに当たるケースが発生しております。実際、銀行や携帯事業者等において署名が必要な

際、障がい者の方の中には、目が不自由なだけでなく、発達障がい等で読むのが苦手な人がおられ、そういった方に対して職員が書類の内容を読むだけではなく、代筆をするという配慮が必要となります。また、レストランや喫茶店においても、車椅子のお客さんが来られた際にはテーブル前の椅子を移動させるなどして、車椅子の方が座りやすくするための配慮をすることで施設等の環境整備によるハード面だけではなく、ソフト面の環境整備も必要となります。今後はあいサポート運動に賛同する人、企業、団体だけでなく、全ての人を対象に合理的配慮の義務化の理解促進と環境整備に取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に、合理的配慮の提供において、提供する際に重要なことは何か、見解を伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある人と事業者等の間での建設的対話を通じまして、共に解決策を検討していくことが重要であると考えております。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 私も合理的配慮の提供におきましては、障がいのある人と事業者が互いの情報や意見を伝え合い、建設的な対話を通じて代替手段を探していくことが重要と考えます。これは、事業者だけでなく、行政においても同様です。

そこで、行政関連施設における障害者差別解消法での合理的配慮の提供義務化についての認識と意識に関するアンケート調査の実施と情報分析についてお聞きいたします。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 行政機関におきましては、法改正前から合理的配慮の提供は義務化されているところでございまして、先ほども述べましたけれども、本市としても取り組んでいるところでございます。また、本市におきまして、アンケート調査などの意識調査を実施はしたことはございませんけれども、合理的配慮に関する相談などに対しましては、助言等行っているところでございます。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 アンケートを実施したことはないとのことでしたが、平成28年3月31日から施行されている米子市における障がいを理由とする差別解消の推進による対応要領第5条に相談体制の整備が上げられております。この要領施行以降に、相談以外にどのような方法で情報収集、事例情報の整備、提供を行っているのか。また、実際に不当な差別と認定された場合の紛争解決をどのように対応を行うのか伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 情報収集、事例情報の整備等についてでございますが、本市におきまして個別の相談以外に情報収集する場は設けてはおりません。

また、不当な差別に関する紛争解決についてでございますが、本市で不当な差別的取扱事象の相談、通報を受けた場合には、県の障がい者差別解消相談支援センターと連携をいたしまして、対応することとしております。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 松江市の障がい者差別解消条例の中には、紛争が発

生した際の対応方法が記載されており、紛争が発生した際は、障がい者差別解消推進委員会を設置し、協議、審査を行った後に、紛争を解決するための仲介人をあっせんすることもできます。また、差別を行った側の弁明の場も設けており、不当な差別と認識された際には、最終手段として市長名を用い、勧告を出すことで注意を促しています。

本市におきましても、紛争が起こった際の対応方法を明確化する必要があると考えますので、要望いたします。

次に、広報活動について伺います。令和6年4月1日から障害者差別解消法改正について、市民、企業、団体等への市独自の広報と理解促進の活動などの取組内容はどのようなものであったのかお聞かせください。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 本市の取組についてでございますが、本市といたしましては、あいサポーター研修などを通じまして周知を図るとともに、改正前年の令和5年度には民間企業からの依頼を受けまして、法改正の内容などを盛り込んだ研修を行ったところでございます。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 先ほども述べましたが、今後は要請があった民間企業だけでなく、商工会議所や経済団体、労働団体、福祉、介護、教育、ボランティア活動団体など、分野別と連携した広報活動と研修が必要と考えますので、対応をよろしく願いいたします。

次に、令和6年4月1日の改正後以降の市独自の広報などの取組内容はどうか。特に、障がい特性に配慮した周知の取

組状況について伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 広報などの取組状況についてでございますが、障がい特性に配慮した例といたしましては、見えない、見えにくい人へは音声読み上げ機能を持つ市ホームページに情報を掲載するなどいたしまして周知を図ったところでございます。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 令和6年3月に発布された米子市の障がい者支援プラン2024の中には、第2期米子市障がい者計画があります。その基本的な考えの中には、障害者権利条約の重要な概念である私たちのことを私たち抜きに決めないでの考えの下、障がい者当事者が政策決定過程に参加する体制の整備が求められていることが記載されています。今後の周知の取組においては、障がい者当事者の声を反映した広報活動の取組としていただきたいと思います。

次に、合理的配慮に関する具体例に関する情報収集についてお聞きいたします。合理的配慮の義務化におきましては、実際、社会で合理的配慮がどういう言葉で、どういう事柄を指すのかの理解は浸透していないように思われます。その理解を浸透させるためにも、障がい特性に応じた様々な場面での合理的配慮に関するデータ収集が必要不可欠と考えますが、具体例をどのように集めているのか、取組状況についてお知らせください。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 データ収集についてでございますが、本市独自の情報収集は行っておりませんが、鳥取県障がい者差別解消

支援地域協議会に本市の職員が行政の担当者として参加しておりまして、県内の事例について共有をしているところでございます。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 障害者差別解消法第10条には、情報の収集、整理及び提供についての記載があり、その第2項では、地方公共団体の障がい者を理由とする差別解消に資する取組として、地域における障がい者を理由とする地域差別及びその解消のための取組に関する情報収集、整理及び提供を行うよう努めるものとするとなっております。本来であれば、米子市で起こった障がい者を理由とする差別においては市のほうで情報収集を行い、それを整理し、障がい者、家族、企業、団体などへの情報提供をするのが市の役割ではないかと考えますが、見解を伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 本市で発生した事象の情報提供についてでございますが、例えば全国的な事例については内閣府のホームページで確認をしているところでございます。また、先ほども述べましたが、鳥取県内の事例は鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会において情報収集をしているところでございます。本市独自の情報収集というところは現在は考えていないところでございます。

なお、全国的な事例と県内の事例につきましては、本市のホームページにリンクを貼り付ける形ではございますが、情報提供をしているところでございます。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 合理的配慮の提供に関する具体例のデータ収集につ

いては、市独自の事例の収集は行わず、国や県の具体例を参考とするほか、情報提供においては、職員に向けた具体的事例についての提供と同様、今後情報提供に努めてまいりたいとのことですが、市として合理的配慮の提供において、主体性及び積極性が見られず、改善が必要と考えますが、市長の見解を伺います。

○岡田議長 伊木市長。

○伊木市長 議員の御指摘に対する直接的なお答えといたしましては、これは合理的配慮に関する具体例等のデータ収集、これは今先ほど部長のほうからの答弁をしたとおりでございまして、そのことについてしっかりとより一層啓発を図っていきたいというふうに考えております。

この考え方の背景は、やはり国の定めた法律でありますので、市としては、もちろん市の中で起きたものについては当然情報収集いたしますけれども、あまり地域独自の解釈とか、そういったものが入るのはよくない、むしろ全国的な事例を我々としても参考にしながら、地域の皆さんの理解を図っていくということが大変重要だというふうに思いますので、そのようなやり方をしっかりとさせていただくということがございます。

これ、直接的なお答えにはならないんですけども、やはりそれだけでは十分でないというのはそのとおりだと思っております。したがって、例えばこの項の最初のほうに御質問いただいたあいサポート運動、あるいはあいサポーター研修など、これは鳥取県が当初独自に始めたものでございまして、これは単に差別はいけませんとか、そういうことを越えて、もっと広く社会にそうした障がいに関するハンデをみんなで埋めていこうという趣旨の

下、始まった運動であります。これ今、少しずつ全国にも広がってきております。ある意味、非常に地域的な独自性をいい形で発揮された活動かと思っております。また、我々米子市といたしましても共生社会の実現ということをビジョンにうたっております、差別がいけないというのは当たり前のことではありますが、より広く地域の中で共に生きる姿勢、その具体的な施策というものを行いながら、そういったもので土壌を広げながら、またこうした障害者差別解消法の浸透というものも図っていきたいというふうに思っております。

直接的でないお答えになつとるかも分かりませんが、市の独自性ということでの答えとして受け止めていただければというところでございます。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 ありがとうございます。地域の情報を取り入れながら、当事者だけでなく、いろんな企業、団体等にも情報提供をしていただき、引き続き共生社会の実現に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、障がい者差別地域協議会の設置についてお聞きいたします。私自身、地域社会において合理的配慮の義務化の理解を深め、社会に浸透させる中で、障がいの有無に限らず、誰もが安心して共生できる社会の実現においては、まずは当事者、企業、行政などが連携する横のつながりをつくることが重要と考えますが、見解を伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 障がいのある方それぞれが横のつながりを

持ち、情報を得ることや様々な選択肢を広げること、また支援を提供する側も障がい者などへの支援体制に関する課題や情報を共有し、関係機関等の連携を図ることを通して、それぞれの立場でネットワークを構築し横のつながりを深めていくことで障がいのある方がより暮らしやすい地域社会になるものと考えております。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 共生社会の実現には、それぞれの立場でネットワークを構築し横のつながりを深めていくことが障がいのある方がより暮らしやすい地域社会になることを確認させていただきました。

国の第5次障害者基本計画では、差別解消地域協議会の市での設置についての記述があり、政令都市、中核都市を除く一般市町村での協議会の設置目標として、2027年度で80%以上の設置を上げております。2021年4月時点では、全国の一般市町村で55.9%と半数以上で設置されておりますが、この状況に対し、本市としてどのような認識を持つのか伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 国の第5次障害者計画におきまして、地域における障がいを理由とする差別の解消を推進するため、協議会設置の促進に向けた取組を行うとございますので、全国の一般市町村の協議会設置状況においても把握をしているところでございます。

○岡田議長 大下議員。

○大下議員 共生社会の実現に向けて、今後、本市に協議会を設置する可能性はあるのか、見解を伺います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長　本市におきまして協議会を設置することについてでございますが、本市といたしましては、現時点では市独自の協議会設置は考えていないところでございますが、先ほども述べましたとおり、鳥取県の障がい者差別解消支援地域協議会に行政の担当者として参加をしているところでございます。議論された事例等の内容を市の施策に反映させますとともに、事業者等の啓発活動や市民の皆様への情報提供に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○岡田議長　大下議員。

○大下議員　先ほども述べましたが、国は、政令都市、中核都市を除く一般市町村において、差別解消地域協議会設置の目標値として、２０２７年度で８０％以上の設置を掲げています。あえて国はなぜ一般市町村に限定して目標値を設定したのかが重要だと思います。それを考えていただくことをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。